

世界遺産登録に向けて

絵図から見えること② — 羽田町の成立 —

鶴子銀山の3人の山師が「道遊の割戸」を発見したとされる、慶長6(1601)年当時の羽田町付近の風景はどのようなものだったのでしょうか。

『佐渡古実略記』には「往古は人家も無く山林竹木茂り羽田村當時羽田町にて百姓屋五六軒有り」とあり、海岸べりに家屋が点在する寒村でした。

慶長8年に佐渡代官となった大久保長安は、台地の先端に陣屋を建て、大間港を整備し、下町通りに材木町・板町・炭屋町・紙屋町・柴町など鉱山関連資材の物資をあつかう商人の町を、上町通りには米屋町・味噌屋町・八百屋町・四十物(魚類の加工品)町など食料をあつかう商人の町をつくりました。

羽田の町立てが始まるのは、寛永4(1627)年2月のこと。佐渡奉行となった竹村九郎右衛門は、古文書によると下戸・羽田の百姓屋を「町屋敷四町、家数百二十ヶ所、理不尽に御追放なされ、その跡を有徳(富裕な)成る町人共の下屋敷」とし、強引な町立てを行いました。



右 天保13(1842)年「佐渡一国海岸図」より羽田町の部分



左 明治中頃の相川町(一町目から羽田町・小六町)

寛永12(1635)年4月17日の羽田大火で焼失するまでは、羽田町には間口10間2階建ての屋敷が立ち並んでいました(『佐渡相川志』)。
◆市役所世界遺産推進課(金井就業改善センター内) ☎63-5136

生活情報 さど

「あやしい」と思ったら、契約前に消費生活センターへ
「話題の新事業」のもうけ話？
買え買え詐欺に注意

内容

母宛てにA社から、佐渡沖での石油採掘業者の施設運用権に関する案内書が届いた。その後Bという別の会社から電話があり、「運用権を買いたい」が案内書が届いた人しか買えないので名義を貸してほしい。後日謝礼をする」と言われ、母は「謝礼がもらえるなら」と了承した。しかし、後になってB社から「当社が半額負担するので500万円を宅配便でA社に送ってほしい」と言われ、送金したという。その後数回、名義変更手数料等の名目で請求され、支払っていた。詐欺だと指摘したが、母は謝礼の話を信じている。返金してほしい。

アドバイス

- シェールガス、佐渡沖石油採掘などの新たなエネルギー事業のもうけ話を持ちかけられる「買え買え詐欺(劇場型詐欺)」の相談が寄せられています。
- 「高値で買い取る」「謝礼をする」などと言ってくるが、これまで消費者が利益を得られたケースは1件も確認されていません。
- 詐欺業者は、最近ニュース等で取り上げられた事業を悪用します。

愛犬家の皆さまへ東北電力からのお願い

電気メーターの検針時、犬にかまれる災害が発生しています。夏場に飼い犬のつなぎ場所を変える場合は、安全確保のため、次のことにご協力をお願いします。

- 飼い犬には、必ず引き綱をつけてください。
- 検針時には、つなぎ場所をメーターや玄関・ポスト付近から移動してください。(毎月の検針日は「電気ご使用量のお知らせ」をご覧ください。)
- 定期的に、引き綱・鎖・首輪切れ、つなぎ個所の点検をお願いします。

お問い合わせ 東北電力コールセンター
☎0120-175-466

「聞いたことがある」などという理由だけで業者の話をするのみにしないでください。
●案内書等が送られてきた後、別の業者から「名義を貸してほしい」などと電話があつても、「興味ありません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。
心配なときは、消費生活センターにご相談ください。
お問い合わせ
佐渡市立消費生活センター
(佐和田行政サービスセンター内)
(平日) 午前9時〜午後4時
☎57-8143